

## 山口県エコ・ファクトリー認定要綱

### (目的)

第1条 山口県における廃棄物等の発生抑制と再資源化を推進するため、「山口県循環型社会形成推進条例」(平成16年山口県条例第1号)第23条の規定に基づき、県内において産業廃棄物の発生抑制と再資源化に継続して取り組み、実績を上げている事業所を認定することにより、産業廃棄物の発生抑制と再資源化に関する事業者の意識の喚起と一層の気運の醸成を図り、それらの事業者の取り組みの拡大を通じて産業廃棄物の減量化を促進し、もって環境への負荷の少ない循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「産業廃棄物」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する廃棄物をいう。

2 この要綱において「再資源化」とは、産業廃棄物を、製造する製品の原材料又は燃料(以下「原材料等」という。)として利用すること及び利用するために加工などの処理を行うことをいう。

3 この要綱において「再資源化率」とは、一つの会計期間における、当該事業所から発生した産業廃棄物及び他から受け入れた廃棄物に占める再資源化量の割合をいう。

### (認定等)

第3条 知事は、産業廃棄物の発生抑制と再資源化に継続して取り組み、実績を上げている事業所のうち、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に資するものを「山口県エコ・ファクトリー」として、認定することができる。ただし、認定を受けようとする者が法に基づく許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない場合を除く。

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、別記様式1により認定の申請をするものとする。

3 知事は、第1項の規定による認定をしたときは、当該認定の申請者に別記様式2による認定証を交付するものとする。

### (認定審査)

第4条 知事は、前条第1項の規定による認定をする場合においては、その適否等について、「山口県エコ・ファクトリー認定審査会」(以下「審査会」という。)において審査する。

2 前項の規定による審査会は、別に定める要綱により設置し、開催するものとする。

### (認定対象事業所)

第5条 第3条第1項の規定による認定の対象となる事業所は、山口県内に所在し、製造等の事業活動(他から受け入れた廃棄物の再資源化事業を含む。)を行っている事業所であって、別表1に定める山口県エコ・ファクトリー認定基準(以下「認定基準」という。)に適合したものとする。

### (認定期間等)

第6条 第3条第1項の規定による認定の有効期間は、知事が認定した日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 第3条第1項の規定による認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、前項の

期間が満了した場合において更新を希望するときは、別記様式1により再申請することができる。

(変更の届出)

第7条 認定事業者（前条第2項の規定による認定期間の更新を受けた者を含む。以下同じ。）は、認定申請事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、別記様式3により知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第8条 知事は、次のいずれかに該当するときは、審査会における審査を経て、その認定を取り消すことができる。

(1) 認定事業所が、第5条に定める要件に適合しなくなったとき。

(2) 認定事業者が、前条の規定による届出をしなかったとき。

2 知事は、認定事業者が法に基づく許可を取り消されたときは、その認定を取り消すものとする。

3 前二項の規定による認定の取消しにより損失が生じた場合においては、認定事業者がその責めを負うものとする。

(県の責務)

第9条 県は、産業廃棄物の発生抑制と再資源化に関する事業者の意識の高揚に資するため、認定事業所に関する適切な情報提供を行うものとする。

(認定製品の表示)

第10条 認定事業者は、事業所に「山口県認定エコ・ファクトリー」であることを表示することができる。

2 前項の規定による表示は、別に定める要領により行うものとする。

(報告)

第11条 知事は、必要に応じて、エコ・ファクトリーの認定基準への適合状況等について、認定事業者から報告を受けることができる。

(所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課において所掌する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月29日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

## 山口県エコ・ファクトリー認定基準

区分	認定基準等
A 発生抑制推進事業所 (リデュース)	<p>当該事業所から発生する産業廃棄物の発生抑制<sup>※1</sup>に一定の期間以上継続して<sup>※2</sup>取り組み、著しい成果<sup>※3</sup>を上げている事業所。</p> <p>※1 再生利用等を含む。</p> <p>※2 概ね3年以上継続して取り組んでいること。</p> <p>※3 同種の業態の他の事業所と比べて特に優れていること。</p>
B 高再資源化率達成事業所 (リサイクル)	<p>発生する産業廃棄物及び他から受け入れた廃棄物の再資源化に一定の期間以上継続して<sup>※1</sup>取り組み、再資源化率<sup>※2</sup>100%若しくはこれに準ずる成果<sup>※3</sup>を上げている事業所。</p> <p>※1 概ね3年以上継続して取り組んでいること。</p> <p>※2 再資源化率(%) = (減量化量+再使用量+熟回収量+再生利用量) / (発生量+受け入れた廃棄物量) × 100</p> <p>※3 同種の事業所の平均値を上回り、概ね90%以上の再資源化率を達成していること又はこれまで再資源化が進んでいなかった廃棄物の再資源化に取り組み、優良な実績を上げていること。</p>
C その他特に優良と認める事業所	<p>その他廃棄物の発生の抑制や再資源化に著しく貢献すると知事が認めたもの。</p>